

## 応募要領

### 神戸市立海外移住と文化の交流センター 活動支援室入居者の募集について

#### 1. 施設の概要

- (1) 所在地 神戸市立海外移住と文化の交流センター 3階  
(神戸市中央区山本通3丁目19番8号)
- (2) 面積 31.38 m<sup>2</sup> × 2室
- (3) 使用時間 午前9時～午後10時
- (4) 休館日 毎週月曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)はセンターの休館日ですので、活動支援室も使用できません。
- (5) 入居期間 原則5年(令和3年度から7年度まで)としますが、1年ごとに更新手続きを行います。
- (6) 施設管理 指定管理者である「海外移住と文化の交流センター共同事業体」がセンター全館の施設・設備管理を行っています。

※海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表団体：株式会社カワサキライフコーポレーション

代表取締役 岡本 望

#### 2. 使用料について

- (1) 1室の使用料は令和3年度及び4年度については、月額2万円です。令和5年度以降については、消費税率の上昇を反映して見直す可能性があります。
- (2) 使用料のお支払いは毎月5日までに、当月分を納入していただきます。
- (3) 使用料とは別に、光熱水費は実費負担をお願いします。光熱水費は、指定管理者からの請求に基づき、指定管理者にお支払いいただきます。

#### 3. 入居要件

以下の要件を満たす団体のみが入居できます。

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動、その他公序良俗を乱す活動を行わない団体であること。
- (3) 特定の個人、法人、その他の団体の利益を目的として事業を行う団体でないこと。
- (4) 活動の主たる目的が ①在住外国人支援 ②国際交流及び国際協力 であること。  
なお、入居団体の選考にあたっては、優先順位を①②の順番とします。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団

又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、「神戸市契約事務等から暴力団の排除に関する要綱」（平成22年5月市長決定。以下「暴力団排除要綱」という。）第5条各号に該当する団体でないこと。

(7) 団体、又は代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を滞納又は未申告である団体でないこと。

(8) 団体の会則、規約等により、組織及び活動内容を明確に定めていること。

(9) 構成員の資格の得喪について、不当な条件を付していないこと。

(10) 構成員のうち報酬を受ける者の数が、構成員総数の3分の1以下であること。

#### 4. 入居申込み手続きについて

(1) 所定の申請書（様式第1号『海外移住と文化の交流センター「活動支援室」入居申込書』及び様式第2号『誓約書』）に必要事項を記入のうえ、指定管理者へ提出してください。※郵送提出可（提出期限日の消印有効）。

所定の申請書並びに応募要領は、指定管理者より応募期間内（休館日を除く午前9時～午後5時）に入手してください。

※申請書は下記のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.kobe-center.jp/>（神戸市立海外移住と文化の交流センターホームページ）

〔問合せ先、申請書・応募要領配布場所及び申請書提出先〕

〒650-0003 神戸市中央区山本通3丁目19-8

海外移住と文化の交流センター（担当：関尾）TEL：078-272-2362

※持参の場合：申請書の提出期限は令和3年1月29日（金）午後5時です。

(2) 申請にあたっては、「団体の定款・会則・規約等」「令和元年度の事業報告書・収支決算書」「令和2年度の事業計画書・収支予算書」「役員、職員名簿」「その他、会報や発行書籍、パンフレット、新聞記事など当該団体の活動内容がわかる資料」を添付してください。

(3) 指定管理者と神戸市市長室国際部国際課による審査を行ったうえで、入居の可否を決定します。必要に応じて、面接を行う場合もあります。

(4) 複数団体による共同利用も可能です。その場合、複数団体は共同して申請を行ってください。

#### 5. 入居にあたっての注意事項

(1) 使用時間（9:00～22:00）は厳守してください。

(2) 活動支援室内で使用する備品・物品等は、原則として入居者側で準備することとします。また、電話につきましても、各者で契約してください。

(3) 必要に応じて、センター1階フリースペースのミーティング・テーブルを使用することができます。3階給湯室の利用にあたっては、指定管理者の指示に従って下さい。

(4) 「多文化と共生の広場」事業の充実につながるよう指定管理者のコーディネートの下、センター

の貸会議室等を使用（有料）して積極的に事業を実施してください。

- (5) センター全館の管理運営は、指定管理者である「海外移住と文化の交流センター共同事業体」が担っており、原則として指定管理者の管理のもとで活動支援室を使用させていただきます。
- (6) 使用者がお互いに気持ち良く使用できるように配慮してください。なお、使用者相互のトラブル等に関しては、指定管理者及び神戸市は一切責任を負いません。
- (7) 利用の更新にあたって利用実績を報告いただきます。
- (8) 使用実態がなかったり、使用しない日数が多い場合など、使用状況に問題がある場合は、指定管理者と神戸市の協議に基づき、退去いただくことがあります。

## 6. 入居者選定スケジュール（予定）

12月24日(木)午後2時～1月29日(金)午後5時 申請書類等配布・応募期間  
2月上旬～中旬 選考  
2月下旬 入居者の決定通知

## 7. 選考基準

審査項目	配点
これまでの活動実績	3点
今後の活動予定 （1）入居後の活動予定 （2）入居後想定される活動支援室の利用日・時間	6点
収支状況	1点
合計 [10点]	